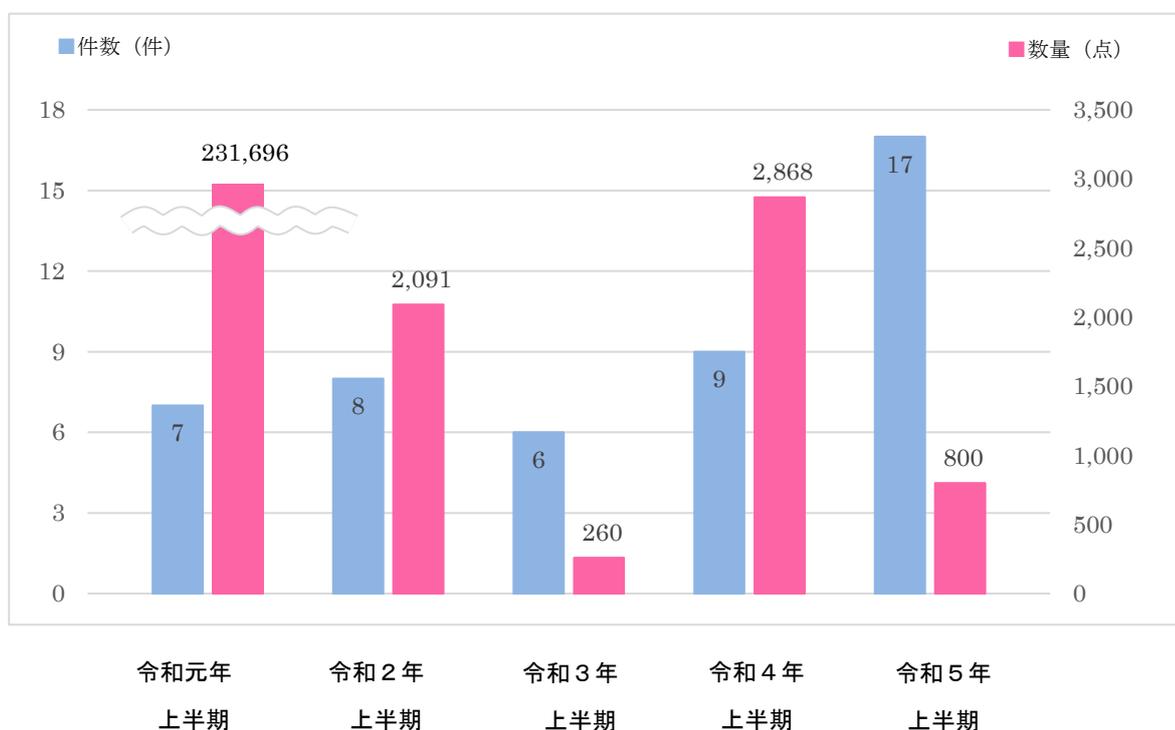


## ～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～ 【令和5年上半期】

神戸税関は、令和5年上半期（1月～6月）の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

### 1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（令和元年～令和5年（上半期））

令和5年上半期に、神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、17件（前年同期は9件）、800点（前年同期は2,868点）でした。



（注1）「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（注2）令和元年上半期は、平成31年1月から令和元年6月を示します。

## 2. 知的財産侵害物品の取締りについて

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

知的財産侵害物品は、品質や安全性が国内権利者に保証されておりません。そのような物品が生活の中に拡散してしまうと、消費者の健康や安全が脅かされる危険性があります。また知的財産侵害物品は真正品と比較して安く販売されることがあります。それでは公正な経済活動を阻害してしまうことに繋がります。インターネットでの買い物も販売価格があまりにも安い商品には注意が必要です。

税関では、国民生活の安心安全、及び経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

## 3. 令和 5 年上半期における差止めの状況

### (1) 仕出国（地域）別

仕出国別の差止件数では、中国仕出しの貨物から 12 件、アメリカ、イギリス、シンガポール、タイ、ベトナム仕出しの貨物から各 1 件の発見がありました。

### (2) 権利別

権利別の差止件数では、商標権を侵害するものが 12 件、意匠権を侵害するものが 3 件、特許権を侵害するものが 2 件、著作権を侵害するものが 2 件でした。

（注）権利別件数は、1 事案で複数の権利を含んだものがある場合、それぞれに計上するため、差止件数は一致しません。

### (3) 品目別

主な品目別の差止件数では、コンピュータ製品が 4 件、自動車及び付属品が 3 件、衣類、キーホルダー及びバッグが 2 件でした。また、主な品目別の点数では、コンピュータ製品が 354 点、キーホルダーが 220 点、バッグ類が 116 点、電気製品が 50 点、自動車及び付属品が 22 点、衣類が 18 点でした。

(参考) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権：実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等のある「形あるアイデア」

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽 CD 等の「著作物」

著作隣接権：レコード会社により制作された「音楽 CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽 CD を取締り）」

回路配置利用権：半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育成者権：種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの
- ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

【お問い合わせ先】  
神戸税関 総務部税関広報広聴室  
078-333-3028

【参考】神戸税関における差止品目例

<p>キーケース（商標権）</p>	<p>ゲーム用ハンドル（意匠権）</p>
	
<p>中古衣類（商標権）</p>	<p>ストリーミング配信用データ通信機（意匠権）</p>
	

「模倣品の水際取締り強化!」

# 模倣品の 水際取締り強化!

令和4年(2022年)10月1日施行



個人で使用する場合であっても、  
**海外の事業者から送付される模倣品**  
(商標権又は意匠権を侵害するものは、  
輸入できません!!)



買う人は、  
失う人。  
**No!**  
コピー商品

**FAKE ZERO PROJECT**  
China Customs Japan Customs Korea Customs

